



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第16号

今回のテーマ：国外投資者の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉税非徴収政策の範囲

今般、外資による対中投資を奨励するために、国外投資者の配当利益による直接投資（配当金を海外親会社へ送金せず、中国国内での再投資）に対する暫定的な源泉税非徴収政策が下記の通り発表された。 <参照：財税〔2018〕102号>

主な内容

一、禁止類以外のプロジェクトへの投資者（非居住者企業）であること。

二、同時に次の条件をすべて満たす場合、暫定的に源泉税を徴収しない。

（一）国外投資者が配当利益を直接投資する。国外投資者が配当利益により行う増資・新設・持分買収等の權益性投資行為を含むが、上場会社の株式の新規増加・振替増加・買収は含まない（条件に合致する戦略的投資を除く）。具体的には、次の通りである。

1. 中国国内居住者企業の資本金増資或いは資本積立金への振替増加
2. 中国国内における居住者企業への投資・新設
3. 非関連者から中国国内居住者企業の持分を買収
4. 財政部・税務総局が規定するその他の方式

国外投資者が上述の投資行為により投資する企業を、被投資企業と総称する。

（二）国外投資者が得た利益が、中国国内居住者企業が実際に投資者へ分配する、すでに実現した留保利益により形成された配当、特別配当等の權益性投資収益に属する。

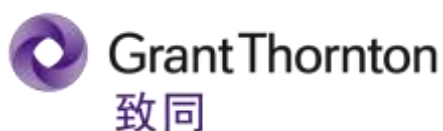
（三）国外投資者が直接投資に用いる利益を現金の形式で支払う場合、関連資金は利益配当企業の口座から直接に投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り替え、直接投資する前に国内外におけるその他の口座に振り替えてはならない。国外投資者が直接投資に用いる利益を実物、有価証券等非現金の形式で支払う場合、関連資産の所有権は直接に利益配当企業から投資先企業もしくは持分譲渡側に移転し、直接投資する前にその他の企業、個人が代理で所持もしくは臨時で所持してはならない。

お見逃しなく

- 利益配当企業は適切な審査を経た後、国外投資者が本通達の規定に合致すると認識する場合、暫定的に企業所得税法第 37 条の規定に基づき源泉所得税を控除・納付せず、その主管税務機関に備案する。
- 国外投資者が、本通達に規定する暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受し、税務部門による後続管理を経て規定の条件に合致しないことが確認された場合、利益配当企業の責任に属する場合を除き、国外投資者が規定に基づき企業所得税を申告・納付していないと見なし、法に基づき遅延納税の責任を追及し、税額遅延納付の起算を関連利益支払の日から計算する。
- 国外投資者が本通達の規定に基づき、暫定的な源泉所得税非徴収政策を享受できるが実際には享受していない場合、実際に関連税額を納付した日から 3 年以内に当該政策の遡及的享受を申請することができ、納付した税額は還付される。
- 2018 年 1 月 1 日以降の配当金に対し適用される。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



www.grantthornton.cn

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd（GTIL, 致同国際）のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。